幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表51の項中「平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)(以下この項から55の項」を「平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から57の項」に、「457,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)」を「357,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)」に、「189,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円)」を「147,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)」に改める。

別表52の項中「245,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)」を「190,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)」に、「112,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、35,200円)」を「85,600円(判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)」に改める。

別表中56の項を58の項とし、同項の前に次のように加える。

建築物の 57 建築 エネルギ 物エ ー消費性 ネル 能の向上 ギー に関する 消費 法律施行 性能 規則(平 確保 成28年国 計画 土交通省 軽微 令第5 変更 号)第11 該当 条の規定 証明 に基づく 書交 建築物工 付手 ネルギー 数料 消費性能 確保計画 の変更が 軽微な変 更に該当 している

軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号 イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分(増 築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改 築に係る部分に限る。以下この項において同 じ。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該 当しない部分を除く。ロにおいて同じ。)の床 面積の合計について、53の項の口(1)(引)及び(回)に 掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当 該手数料の金額

ロ 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、53の項の口(2)(4)及び

交申請のき

ことを証する書面の交付 (回)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (八) イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、53の項のロ(3)(4)及び(回)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額

別表55の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「416,000円(判定機関審 査を受けた場合にあっては、30,400円)」を「322,000円(判定機関審査を受けた場 合にあっては、18,700円) | に、「165,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、 30,400円) | を「125,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、18,700円) | に 改め、同項を同表56の項とし、同表54の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」 に、「224,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、31,700円)」を「172,000 円(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)」に、「99,200円(判定機関 審査を受けた場合にあっては、31,700円)」を「73,600円(判定機関審査を受けた場 合にあっては、20,100円)」に、「法第31条第2項において準用する法第30条第2項」 を「法第36条第2項において準用する法第35条第2項」に改め、同項を同表55の項 とし、同表53の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「417,000円(判定機 関審査を受けた場合にあっては、31,700円)」を「324,000円(判定機関審査を受け た場合にあっては、20,100円)」に、「166,000円(判定機関審査を受けた場合にあっ ては、31,700円)」を「126,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100 円) に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同項を同表54の項とし、 同表52の項の次に次のように加える。

53	建工一能に法条若第は第し3定く築ネ消の関律第し2第2く項に建物ル費向す第1く項13項はの基築のギ性上る12項は又条若第規づ物	建物ネギ消性適性定数築エルー費能合判手料	イ 建築物エネルギー消費性能確保計画1件に つき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ 次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第 10条第1号に規定する工場等(以下この項及び 57の項において「工場等」という。)以外の用 途であって基準省令第1条第1項第1号イに 適合している旨の判定を申請し、又は計画を通 知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟 の建築物の非住宅部分(増築又は改築の場合に あっては、当該増築又は改築に係る部分に限 る。以下この項において同じ。) (エネルギー 消費性能の算定の対象に該当しない部分を除	交申のき	
----	--	----------------------	--	------	--

く。イ(2)並びにロ(1)及び(2)において同じ。) の
床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定め
る金額
⑷ 床面積の合計が300平方メートル以内のも
<i>O</i>
257,000円 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超える
もの
322,000₽
(2) 当該計画に係る建築物について工場等以外
の用途であって基準省令第1条第1項第1号
口に適合している旨の判定を申請し、又は計画
を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(4) 床面積の合計が300平方メートル以内のも
98, 800
(□) 床面積の合計が300平方メートルを超える
<i>€</i> Ø
125,000円
(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲
げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部
分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額 (4) 床面積の合計が300平方メートル以内のも
の (4) 外面領の日前が300千万万 17が以内のも
11,000₽
(1) 床面積の合計が300平方メートルを超える
€ Ø
18, 900 ₽
ロ変更後の建築物エネルギー消費性能確保計
画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額 (1) 水芸書画に係るみ窓棚について工程等以外
(1) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号
イに適合している旨の判定を申請し、又は計画
を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る
を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の
を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定める金額
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定める金額
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のも の 134,000円
1 棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のも の 134,000円 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超える
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のも の 134,000円

170,000円

1 1	
	(2) 当該計画に係る建築物について工場等以外 の用途であって基準省令第1条第1項第1号 口に適合している旨の判定を申請し、又は計画 を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のも
	の
	54,900円 (□) 床面積の合計が300平方メートルを超える
	もの
	72, 200円
	(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲
	げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部
	分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のも
	の 11,000円 (ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超える
	もの
	18,900円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。